

量水器購入仕様書(口径75,100mm)

第1章 総則

1 適用範囲

本仕様書は、熊本市上下水道局(以下「局」という。)が、受託者(以下「納入者」という。)に発注する量水器(以下「メーター」という。)の購入に適用する。

2 適用法令及び適用規格

局に納入するメーターは、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等の最新版を遵守したものでなければならない。

(1)計量法関係

- ①計量法(平成4年法律第51号)
- ②計量法施行令(平成5年政令第329号)
- ③計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)
- ④特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)
- ⑤指定製造事業者の指定等に関する省令(平成5年通商産業省令第77号)

(2)水道法関係

- ①水道法(昭和32年法律第177号)
- ②水道法施行令(昭和32年政令第336号)
- ③水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)
- ④給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年厚生省令第14号)

(3)その他関連する規格等

- ①JIS B 8570-1 水道メーター及び温水メーター第1部(一般仕様)
- ②JIS B 8570-2 水道メーター及び温水メーター第2部(取引又は証明用)

(4)その他関連する法令

- ①熊本市上下水道局が定める給水装置工事設計施工基準(第5章)
- ②その他関連する法令、例規等

3 用語の定義

(1)この仕様書で用いる用語の定義は、以下に示す日本産業規格及びその引用規格による。

- ①JIS B 8570—1(水道メーター及び温水メーター第1部:一般仕様)
- ②JIS B 8570—2(水道メーター及び温水メーター第2部:取引又は証明用)
- ③JIS Z 8103 (計測用語)

(2)メーターの購入

メーター購入とは、上・下ケースを含むすべての部品に新品を使用して製造したメーターを購入することをいう。

4 保証事項

納入品の保証期間は納品日から1ヶ年とし、この期間中に故障の原因が納入者にあることがあ

きらかな場合は局の指示に従い、無償で修理又は交換をしなければならない。

5 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項や疑義が発生した場合は、局と納入者で協議し、対処する。

第2章 仕様

1 一般的仕様

メーターは、その使用目的に適した強度及び耐久性を持つ材料で製作しなければならない。

メーターの表示機構は、読みやすく、確実に、かつ、明白に計量値を目視出来るものでなければならない。

メーターは計量法に基づく型式の承認を受けたものでなければならない。

2 メーターの種類

口径	計量部	水量表示(指示部)	接続方法	備考
75	たて型軸流羽根車式乾式	アナログ・デジタル併用	上水フランジ	
100	たて型軸流羽根車式乾式	アナログ・デジタル併用	上水フランジ	

3 計量特性

口径	計量範囲 Q3/Q1=R	流量値(m ³ /h)				全長 mm
		Q1	Q2	Q3	Q4	
75	100	0.63	1.008	63	78.75	630
100	100	1	1.6	100	125	750

4 メーターケースの材質

メーターケースの材質は鉛レス銅合金(鉛成分が0.25wt%以下の銅合金)とする。

鉛レス銅合金の種類及びJIS記号表記		部品材料表示	材質 記号
JIS H5120	ビスマス青銅鋳物1種、2種	CAC901,902	B
JIS H5121	ビスマス青銅連鋳物3種	CAC903C	
JIS H5120	ビスマス青銅鋳物5種、6種	CAC905,906	
JIS H5120	ビスマスセレン青銅鋳物1種	CAC911	
JIS H5120	シルジウム青銅鋳物4種	CAC804	E

※上ケース及び下ケースの材料は同質のものとする。

5 メーターケースの表示項目

上ケースには材質記号を鋳出し又は打刻する。

下ケースには口径・鋳造年・材質記号・製造業者の名称又は登録商標・流れの方向を表記する。

6 検定証印又は基準適合証印

メーターは、計量法及びこの関連法令に基づいて、検定を受け、又は検査(承認を受けた型式に適合することを確認するため指定製造事業者が実施するもの)を行わなければならない。

メーターには、検定証印又は基準適合証印いずれかの証印を付ける。
検定又は検査は、納入期限の日の属する月、又はその前月に実施する。

7 表示項目

JIS B 8570-2で規定されているもの

- ・ 計量単位(m³・L)
- ・ Q3の値
- ・ Q3/Q1の値(R=値でも可)
- ・ 型式承認番号
- ・ 製造業者の名称又は登録商標
- ・ 製造年(西暦)
- ・ 製造番号
- ・ 流れの方向
- ・ 取付姿勢(水平はH)

8 表示部・回転指標

水量表示部は、デジタル表示の数字を、1m³以上の単位を[黒地に白文字]、100ℓ単位を[白地に赤文字]で識別したものとする。

9 表示範囲

最大表示量
m ³
999, 999

10 塗装

メーターの塗装は、プラスチック蓋(両面)のみとし、鉛レス銅合金製の上下ケースは無塗装(酸化防止処理は施す)とする。

11 塗装色

メーターの塗装色は、日本塗料工業会色番号 A69-50T(空)、マンセル値は 10B5/10 とする。

12 メーター番号刻印

75mmのメーターには、1798～1832の番号を刻印するものとする。

100mmのメーターには、396～402の番号を刻印するものとする。

刻印箇所は、メーター蓋上面中心部及び上ケース上面とする。

13 付属品

メーター1 個に接続用ボルト・ナット(ステンレス製)の必要本数(ボルト孔と同数量)、パッキン4枚(全面パッキン)を納入すること。

材質は合成ゴム(NBR)とし、JIS K6353「水道用ゴムⅢ類 硬度(HS)80」相当とする。

第3章 納品

1 納品場所

熊本市中央区水前寺6丁目2番45号

熊本市上下水道局料金課(別館地下1階 量水器倉庫)

2 納入時の指示量

メーター納入時の指示量は、メーカーでの器差検定後の指針で可とする。なお、指示表の提出は要しない。

3 梱包する方法

メーターと補足管を取付けた状態で、梱包するかまたは透明なビニール袋に覆い納入する。

4 器差検査成績書

メーター納入時に全メーターの器差検査成績書を提出すること。提出媒体は、電子データでも可能とする。

また、メーター器差検査成績書は、納入メーターを番号で識別できるようにすること。

5 納入日時

ア 納入は休日等(休日等は、土曜日及び日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とする)を除く営業日とし、9:00~15:00までとする。

イ 納入に際しては、本市職員と事前に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。